



国家記憶院改正法のもたらすもの

もぎ のりえ
茂木 規江

●アダム・ミツケヴィチ大学 言語学科・講師

2月6日に大統領署名された国家記憶院（IPN）改正法案が、3月1日をもって施行された。この国家記憶院（IPN）というポーランドの公共機関は、1998年12月18日制定の「国家記憶院法」に則って設立され、その目的としては、ナチスと共産主義に関する犯罪の調査、犯罪者の告発、関係資料の公開・管理、教育活動等があげられる。とりわけ社会主義政権時代に政府や秘密警察が国民に犯した抑圧・弾圧行為が調査等の対象となっている。

大統領府によると今回の改正法は、「ポーランド国民及び国家に対する虚偽・誤った誹議を防止すること」を目的としているが、イスラエルやウクライナそして、アメリカ政府からは、法案成立後は「歴史的事実が語られなくなる」、「言論・学問の自由が制限される」等と改正法を疑懼する声明が発表された。国内では、大統領署名の前夜、右派系団体が署名を支持するデモを実施する一方、リベラル系団体も対抗デモを行うという一幕もあった。

今回の改正法案の根底にあるのは、第一に強制収容所の呼称問題だと言えよう。1979年にユネスコの世界遺産に登録された「アウシュヴィッツ強制収容所」はポーランド政府の申し入れを受け、2007年に「アウシュヴィッツ・ビルケナウナチス・ドイツの強制収容所」に名称変更している。ところが今なお「ポーランドの強制収容所」と呼

ばれる事が多い。この「ポーランドの」という表現は「ポーランド国内の」と解釈されるだけでなく、「ポーランド人が携わった」ともとられ、その度にポーランド政府が抗議し、訂正を求める状況になる。例をあげれば、2012年にはオバマ大統領が「ポーランドの死の収容所」と発言し、後に文書で訂正を申し入れ事態を収めた。また今年に入ってドイツZDFが放送中に同表現を使用し、ドイツ国内初の裁判事件へと発展した。案件を扱ったコブレンツ裁判所は、「ポーランド人が収容所の設立・運用に関わったと誤解させる表現だ」と言い渡した。

改正法は、海外での無関心さに業を煮やしたポーランド政府が、罰則を定めるという手段で事態の改善を図ろうとしたようにみえるが、政府の意図は別にあると思われる。罰を与える権限を持つ「強い国」は、現与党「法と正義」（PiS）が目標とする国家であり、改正法施行によってそれを国内外に強く印象づける良い機会になると考えられているようだ。

改正法で最大の焦点となる「ユダヤ人大量虐殺」については、ナチス・ドイツによる強制収容所以外にも、ポグロム（ユダヤ人に対する集団的迫害行為）の惨劇は無視できない。第二次世界大戦中のイエドバブネや戦後のキエルツェなどポーランド各地で起きたポグロムで、迫害行為を行っていたのがポーランド人だったと、ポーランド政



府も認めている。第二次世界大戦中、自らが生き延びるために迫害行為に関与した一方で、同時期に危険を冒してユダヤ人を助けたポーランド人もいたことは、イスラエル政府も理解している。ところが、海外で単純に「ポーランド＝ユダヤ人大量虐殺の地」と言われる事を理不尽だとの受け止め方をするポーランド人も多い。

改正法で次に重要視されているのは、ウクライナ民族主義組織による「ヴォルィーニの悲劇・大量虐殺」問題だ。これは、ポーランド支配階級に抑圧されたウクライナ民族主義組織が国家独立に向け、1943年にポーランド人浄化を図った惨事である。改正法で記載された、「1925年～1950年のウクライナ民族主義組織が関係した事件に関して」を受け、ウクライナ政府は、「友よ、両国間の関係を悪化させたいのか」とポーランド政府の動向に警鐘を鳴らした。

P i Sを支持する有権者は「改正法によって強い政府が、国や国民の名誉や尊厳を守る」という印象を持っているようだが、不支持者は、法案の効力を疑問視するだけではなく、歴史に誤った解釈を加えてしまうという異見を述べる。改正法によって、ポーランド共和国やポーランド国民を批判中傷した機関・団体・個人がポーランド国外に存在する場合、政府が国家記憶院法に準ずるどのような方法で罰するというのだろうか。署名をした大統領でさえも改正法において罰則の対象となる

行為の定義が曖昧だとし、憲法裁判所の意見を求めるにいたったが、既に施行された法律は判決が下るまで有効である。

今回の改正法成立が、ポーランドの外交関係及び対外評価を下げる要因の一つとなったことは無視できない。既にポーランド国内一部で見られる、反ユダヤ感情の高まりを指摘しているイスラエル政府との関係に亀裂を生むことも避けられない。さらには修復の兆しを見せていたウクライナとの関係にも、長く傷跡を残すことになるだろう。

野党「市民プラットフォーム」(P O)は、P i Sが政権を握ってから外交関係は悪化し、国際的評価が地に落ちたと非難した。欧州評議会からも、法の支配・権力分立をめぐり、再三、注意勧告を受けているが、それを無視し独自路線を貫こうとする政府の姿勢は、「強いポーランド」を演じるための「虚勢」のように見える。「強いポーランド」をめざすP i Sが、敵を作っても改正するに値する法案だったのか、という問いも取締りの対象となりうる。

国家記憶院法には多面的歴史問題が複雑に絡んでいる。法改正は政治家や行政機関の判断のみにゆだねず、関係国の歴史学者が客観的に詳細な議論を重ね、意見を反映させる度量の大きさが、「強さ・成熟さ」につながるのではないだろうか。